



ALPS

FAMILY

>>> 家族

ご先祖様を身近に感じる 「家系図」の作り方



行政書士橋本雅幸事務所代表
橋本 雅幸

感じていただく」とができるでしょう。

(3) 家系図が役立つ場面

皆様は「自分の先祖を知りたい」と思つたことはありませんか？先祖調査や家系図作成を代行してくれる事業者は私を含めて多数います。

しかし、先祖調査や家系図作成の一番の魅力はなんと言つても、自分自身でやつてみることにより、徐々に明らかになる先祖の存在をより身近に感じられることにあります。先祖を知る喜びとご自身で家系図を作成する楽しさというものを、皆様にもぜひ味わっていただきたいと思います。

(2) 家系図の効果

「父母がいて、自分がいる」これだけでもすごい偶然なのですが、祖父母がいたからこそ、さらには歴代の先祖がいたからこそ、現在の自分がいるということを家系図を作ることで再認識でき、今まで名前さえも知らなかつたご先祖様たちをとても身近に

「家系図」を作る意義

(1) なぜ家系図を作るのか

家系図を眺めて先祖に想いを馳せ、あれこれと想像をめぐらすことはとても楽しいものです。家系図を眺めているだけでもとても温かな気持ちになれたり、自分自身を見つめ直すきっかけになるかもしれません。さらに親戚の集まりで家系図を広げると、共通する先祖に関して会話が弾んで絆が深まり、先祖のとつておきのエピソードが聞けるかもしれません。

(4) 家系図は高価で難しいもの？

古い戸籍をさかのぼって取得すると、多くの場合、江戸時代末期に出生した先祖までたどれる可能性があります。戸籍というものは1人に1通だけであることは珍しく多くの方の場合、1通から3通程度の複数に分かれています。これは、転籍、婚姻、法改正などにより戸籍があらたに作り直されるからです。

「戸籍をたどる」とは、複数に分かれている戸籍を新しいほうから古いほうへと順次さかのぼつて取得していくことを指します。まずはご自身の出生までさかのぼる戸籍を取得し、次に父母の出生までさかのぼる戸籍を取得します。その後、同じように祖父母や曾祖父母についても戸籍を取得していくきます。これを繰り返していくことで江戸時代末期に出生した先祖までさかのぼることができるというわけです。

(1) 戸籍を作る第一歩 戸籍のとり方

(1) 戸籍をたどり先祖をさかのぼる

(2) 「戸籍」とは？ 戸籍制度の概要

戸籍とは日本国民の親族的な身分関係を証明するものです。出生、親子関係、養子関係、婚姻関係など個人の出生から死亡に

【はしもと・まさゆき】25年にわたり戸籍実務に携わる。家系図作成業務においては、戸籍調査のみならず戸籍以上の先祖をさかのぼる資料文献調査や現地調査も得意としている。カルチャースクールでの家系図作成講座の講師も長年経験。著書に『江戸の庶民から武士まで 200年家系図をつくる本』(旬報社)がある。



至るまでの重要事項が記載されています。

現在取得できる最も古い戸籍は、明治19年頃に編成されたものになり、この戸籍を取得すると、江戸時代末期に出生した先祖が判明することがあります。何代前の先祖まで戸籍でさかのぼることができます。基準となる方の年齢、先祖が何歳で代替わりしたかなどにより異なりますが、平均で5代ほど前までさかのぼることができます。

(3) 「現在戸籍」「除籍」「改製原戸籍」とは?

ひとくくりに戸籍と表現しているものは、実は3つの形態に分かれています。「現在戸籍」「除籍」「改製原戸籍」という形態です。

- 現在戸籍…現在使われている戸籍
- 除籍…転籍・婚姻・死亡などにより戸籍に入籍されていた方が全員いなくなつた状態の戸籍
- 改製原戸籍…法改正により新しい戸籍が作られた場合における従前の戸籍

(4) 「謄本」と「抄本」とは?

- 戸籍の発行形態には「謄本」と「抄本」の2種類があります。
- 抄本…戸籍に記載されている人全員を記載して発行したもの
- 一部の人のみを記載している人のうち家系図作成にあたっては謄本を取得して使用します。

(5) 戸籍取得の注意点

戸籍を取得できる範囲は自分の先祖に限られ、父母の兄弟姉妹、祖父母の兄弟姉妹、

いとこなどの戸籍は、家系図作成を理由として取得することはできません。ただし、自分の先祖が記載されている戸籍には先祖の兄弟姉妹なども同じ戸籍に記載されています。そのため、名前などを知ることができます。

(6) 戸籍の申請方法

戸籍の申請にあたっては正確な本籍地情報が必要です。本籍地と聞いて「あれ? どこだつたかな?」と思われた方もいらっしゃるかもしれません。でも大丈夫です。自分の本籍地がわからぬ場合には、自分の住民票を本籍地入りで取得することで知ることができます。

自分の本籍地がわかつたら早速、戸籍の交付申請をしてみましょう。以前は本籍地を管轄する市町村役場でのみ戸籍が取得できました。しかし令和6年3月1日から戸籍証明書等の広域交付が開始され、最寄りの市町村役場で全国どこの本籍地の戸籍で

あつても取得できることになりました。ただし、郵送請求には対応しておらず、役所の開庁時間内に実際に赴く必要があります。また、役所によっては請求が集中してい

いとこなどの戸籍は、家系図作成を理由として取得することはできません。ただし、自分の先祖が記載されている戸籍には先祖の兄弟姉妹なども同じ戸籍に記載されています。そのため、名前などを知ることができます。

(7) 先祖の戸籍の集め方

まずは自分自身の戸籍について出生までさかのぼって取得します。そこから先、仮に父方の男系先祖をさかのぼるのであれば、次に父の出生までさかのぼる戸籍を申請します。同様に祖父、曾祖父以降についても出生までさかのぼる戸籍を申請し、役所から「これ以上、古い戸籍は存在しません」と言われるまで繰り返していきます。

戸籍の広域交付制度であれば先祖の本籍地が複数に分かれている場合でも1ヵ所の役所で申請でき、戸籍の集め方や申請書の書き方を相談しながら進めていくことができます。

1回の来庁で先祖をさかのぼる全ての戸籍を出してもらえるか、それとも自分、父、祖父などの戸籍ごとに複数回来庁して申請しなければならないかは役所ごとに取扱いが異なると思いますので、事前に相談するが良いでしょう。

(8) 戸籍取得の費用

戸籍取得費用(役所での手数料)は、2025年9月現在、戸籍が1通450円、除籍・改製原戸籍が1通750円となります。1つの家系の先祖をさかのぼる場合、

るなどの理由により、交付までにかなりの日数を要するところもあるようです。どれくらいの日数がかかるかは役所ごとに大きく異なりますので、事前に問い合わせると良いでしょう。場合によっては、本籍地の役所に直接、郵送請求した方が早く発行されることもあるかもしれません。

戸籍を取得した結果、「こんなこと知りたくなかつた」ということも、もしかしたらあるかもしれません。婚姻や養子縁組などについて記載されているのが戸籍ですから、「両親が初婚ではなかつた」「幼い頃に養女に出された姉がいた」などということを、家系図作成を通して知つてしまうかもしれませんことを、あらかじめお知りおき下さい。

戸籍の申請にあたっては正確な本籍地情報が必要です。本籍地と聞いて「あれ? どこだつたかな?」と思われた方もいらっしゃるかもしれません。でも大丈夫です。自分の本籍地がわからぬ場合には、自分の住民票を本籍地入りで取得することで知ることができます。

自分の本籍地がわかつたら早速、戸籍の交付申請をしてみましょう。以前は本籍地を管轄する市町村役場でのみ戸籍が取得できました。しかし令和6年3月1日から戸籍証明書等の広域交付が開始され、最寄りの市町村役場で全国どこの本籍地の戸籍で

あつても取得できることになりました。ただし、郵送請求には対応しておらず、役所の開庁時間内に実際に赴く必要があります。また、役所によっては請求が集中してい

いとこなどの戸籍は、家系図作成を理由として取得することはできません。ただし、自分の先祖が記載されている戸籍には先祖の兄弟姉妹なども同じ戸籍に記載されています。そのため、名前などを知ることができます。

(7) 先祖の戸籍の集め方

まずは自分自身の戸籍について出生までさかのぼって取得します。そこから先、仮に父方の男系先祖をさかのぼるのであれば、次に父の出生までさかのぼる戸籍を申請します。同様に祖父、曾祖父以降についても出生までさかのぼる戸籍を申請し、役所から「これ以上、古い戸籍は存在しません」と言われるまで繰り返していきます。

戸籍の広域交付制度であれば先祖の本籍地が複数に分かれている場合でも1ヵ所の役所で申請でき、戸籍の集め方や申請書の書き方を相談しながら進めていくことができます。

1回の来庁で先祖をさかのぼる全ての戸籍を出してもらえるか、それとも自分、父、祖父などの戸籍ごとに複数回来庁して申請しなければならないかは役所ごとに取扱いが異なると思いますので、事前に相談するが良いでしょう。

(8) 戸籍取得の費用

戸籍取得費用(役所での手数料)は、2025年9月現在、戸籍が1通450円、除籍・改製原戸籍が1通750円となります。1つの家系の先祖をさかのぼる場合、

るなどの理由により、交付までにかなりの日数を要するところもあるようです。どれくらいの日数がかかるかは役所ごとに大きく異なりますので、事前に問い合わせると良いでしょう。場合によっては、本籍地の役所に直接、郵送請求した方が早く発行されることもあるかもしれません。

戸籍を取得した結果、「こんなこと知りたくなかつた」ということも、もしかしたらあるかもしれません。婚姻や養子縁組などについて記載されているのが戸籍ですから、「両親が初婚ではなかつた」「幼い頃に養女に出された姉がいた」などということを、家系図作成を通して知つてしまうかもしれませんことを、あらかじめお知りおき下さい。

戸籍の申請にあたっては正確な本籍地情報が必要です。本籍地と聞いて「あれ? どこだつたかな?」と思われた方もいらっしゃるかもしれません。でも大丈夫です。自分の本籍地がわからぬ場合には、自分の住民票を本籍地入りで取得することで知ることができます。

自分の本籍地がわかつたら早速、戸籍の交付申請をしてみましょう。以前は本籍地を管轄する市町村役場でのみ戸籍が取得できました。しかし令和6年3月1日から戸籍証明書等の広域交付が開始され、最寄りの市町村役場で全国どこの本籍地の戸籍で

あつても取得できることになりました。ただし、郵送請求には対応しておらず、役所の開庁時間内に実際に赴く必要があります。また、役所によっては請求が集中してい

いとこなどの戸籍は、家系図作成を理由として取得することはできません。ただし、自分の先祖が記載されている戸籍には先祖の兄弟姉妹なども同じ戸籍に記載されています。そのため、名前などを知ることができます。

(7) 先祖の戸籍の集め方

まずは自分自身の戸籍について出生までさかのぼって取得します。そこから先、仮に父方の男系先祖をさかのぼるのであれば、次に父の出生までさかのぼる戸籍を申請します。同様に祖父、曾祖父以降についても出生までさかのぼる戸籍を申請し、役所から「これ以上、古い戸籍は存在しません」と言われるまで繰り返していきます。

戸籍の広域交付制度であれば先祖の本籍地が複数に分かれている場合でも1ヵ所の役所で申請でき、戸籍の集め方や申請書の書き方を相談しながら進めていくことができます。

1回の来庁で先祖をさかのぼる全ての戸籍を出してもらえるか、それとも自分、父、祖父などの戸籍ごとに複数回来庁して申請しなければならないかは役所ごとに取扱いが異なると思いますので、事前に相談するが良いでしょう。

(8) 戸籍取得の費用

戸籍取得費用(役所での手数料)は、2025年9月現在、戸籍が1通450円、除籍・改製原戸籍が1通750円となります。1つの家系の先祖をさかのぼる場合、

執筆者の本

『大きな字でよくわかる江戸の庶民から武士まで200年家系図をつくる本』

橋本 雅幸 著

[旬報社、2022年7月、1,650円]



戸籍は10通前後、取得することになります。
(9) 戸籍の廃棄と滅失

江戸時代末期に出生した先祖までさかのぼることができる可能性がある戸籍ですが、残念ながらさかのぼることができないこともあります。それは保存期間満了による廃棄と、災害などによる滅失が理由です。

現在、戸籍の保存期間は除籍後150年

と定められています。除籍になると、転籍や死亡・婚姻・養子縁組などで戸籍から誰もいなくなつた状態になることを指します。2010年6月1日よりも前は、除籍後80年しか保存期間がありませんでした。ただし、全ての役所が80年経過と同時にすぐには廃棄していたのではなく、80年経過後数年たつてから廃棄していた役所もあれば、これまでに一度も廃棄したことがない役所も存在するなど各役所の裁量によつて取扱いは異なつていました。

戸籍は市町村役場にその正本が保管され、災害等に備えてその市町村役場を管轄する法務局にその副本が保管されています。

万が一、役所の戸籍が滅失してしまった場合には、法務局にある副本をもとに戸籍が再製されます。しかし、災害や戦災などにより役所と法務局の双方とも保管していた戸籍を滅失し、再製することができずに戸籍がなくなつてしまっている場合もあります。例えば、東京大空襲により役所と法務局の双方とも保管していた戸籍が焼失しているところもあります。

古い戸籍が残つてゐるかどうか、どこまでさかのぼれるかは、実際に戸籍を申請してみないとわからないというのが実情です。

戸籍以外の情報の集め方



戸籍以外にも先祖の名前や情報を収集する方法はいくつもありますが、戸籍調査のような確実な手法がなく、誰もが戸籍よりもさかのぼつた先祖の情報を得られるわけではありません。

(1) 郷土誌閲覧

都道府県や市町村が編纂した『○○県史』『○○市史』といった郷土誌には先祖がかつて暮らした地域の出来事が掲載されていることがあります。郷土誌にどのようなことが書かれているかは発行元によつて異なりますので、運良く先祖に関する直接の情報が得られることがあるかもしれません。地域独自の年表が掲載されることもありますので、それらを眺めるだけでも先祖に想いを馳せる史料となることでしょう。

(2) お寺を訪ねる

先祖代々のお寺にある墓石やお寺の史料の中でも、戸籍より前にさかのぼつた先祖の名前が判明する可能性があります。先祖調査にあたつては、ご住職に相談されると良いと思います。

(3) 本家に話を聞く

本家には先祖代々の家系図、史料、言い伝えなどが残つてゐることもあります。戸籍

を頼りに本籍地周辺の同姓の方々へ連絡を取つてみるのも一手です。本家の方でなくとも、ご親戚の年長者の中には過去に先祖調査や家系図を作つた方がいらっしゃるかもしれません。まずはご親戚に話を聞いてみるのもおすすめです。

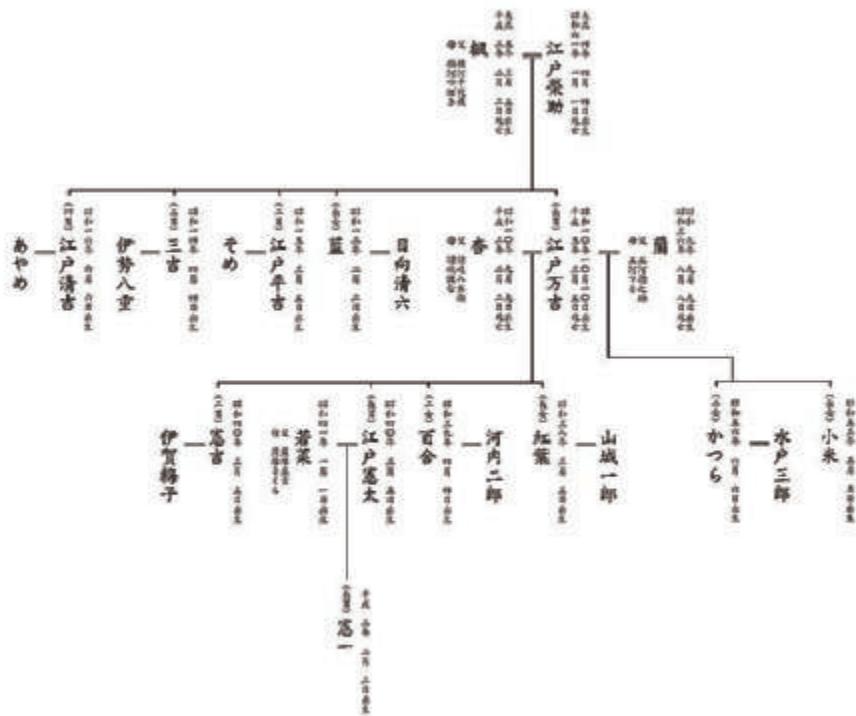
(4) 江戸時代に先祖が武士であつた場合の調査方法

江戸時代の武士は原則としてどこかの藩に所属していました。藩では所属している武士の「分限帳」や「侍帳」とよばれる一種の名簿のようなものを作成していました。これにより先祖の当時の給料や藩での役職名などを知ることができる場合もあります。また、藩士に「由緒書」や「家系図」などを提出させていた藩もありますので、分限帳を探し過程で運良く先祖代々の由緒書や家系図が見つかるかもしれません。分限帳は活字化されて郷土誌に掲載されていることもあります。分限帳を探すためには、先祖が所属していた藩を管轄する地域の郷土誌をまずは調べると良いでしょう。

(5) 軍歴証明書を取得する

「軍歴証明書」とは先の太平洋戦争で旧陸軍や旧海軍に所属していた方の軍歴に関する資料の総称で、入隊日、所属部隊、階級、赴任地などに関する記録です。軍人恩給を受けるために使われてきたものですが、家系図作成や記録保存のためといった理由で交付してもらうことができます。

旧海軍に所属していた方については厚生



えた場合もあるようです。また、火災などによつて焼失してしまつてはいたり、戦後の混乱で記録が保管されていないこともあります。

(6) 国会図書館を活用する

国会図書館には全国の郷土誌が蔵書されています。事前に利用者登録が必要なこともあります。郷土誌の多くがデジタル化

(6) 国会図書館を活用する

労働省が保管し、旧陸軍に所属していた方については終戦当時の本籍地を管轄する各都道府県庁が原則として資料を保管している。

家系図のまとめ方

されてインターネット上で閲覧できます。先祖調査において必要となる多数の郷土誌を閲覧できますので、ぜひご活用下さい。

(3) 婚姻線

夫婦間を二重線で結び、その線の中心から次世代へと野線を引いてつなぎます。男女は左右どちらでも構いませんが、右側に男系、左側に女系が配置されることが多いです。

家系図の書き方に「こうしなければいけない」という決まりは特にありません。ご自身が見やすいようにレイアウトして、自由に書いていただいて大丈夫です。一例として

に配置してい

方法をご紹介いたします【図表】。

卷之三

一般的には出生順に年長者を右側から書いていき、上部を罫線でつなぎます。

横に同一世代を配置し、次世代を下側に配置していきます。全ての代数を配置しきれない場合には横にずらすようにします。名前と続柄を記載し、スペースがあれば出生死亡日などを記載しても良いでしよう。

自分の世代、両親の世代、祖父母の世代は同じ高さにそろえて書きましょう。

二家以上の先祖を家系図に配置しようとすると全体図としては見づらくなることもありますので、まずは一家ごとに家系図を作成しましょう。同一世代を同じ高さに配置することにより、兄弟姉妹や親族同士の位置関係が視覚的にわかりやすくなります。

（2）罫線や人物の書き方

罫線の種類や人物の配置方法にも決まり事はありません。ご自身が見やすいわかりやすいと思われる方法でお書きいただければ大丈夫です。複数の種類の罫線を使用する場合には、余白に罫線の凡例を書き入れると作者以外にもわかりやすいと思います。

③別紙を活用する

先祖に関する情報やプロフィールを全て書き入れたくなるのが人情だと思いますが、あまりに多数の情報を家系図に書き入れるとかえって見づらい家系図になってしまいます。個別のプロフィールなどは別紙を作つて、そこに書き込むと良いでしょう。